徳島県立牟岐少年自然の家 指定管理者募集要項

令和3年7月 徳島県教育委員会生涯学習課

目 次

第 1	募集の目的
第 2	募集の内容
1	施設の概要
2	指定管理者が行う業務の範囲 ————
3	管理の基準
4	指定期間 ————————————————————————————————————
5	業務に必要な経費
6	利用料金 —————
第3	申請資格 ——————————
第4	申請方法等
1	募集要項の公表及び配布期間 ————
2	現地説明会及び質問受付等の実施及びスケジュール
3	申請書類の提出
4	申請書類の作成要領 —————
第 5	審查方法等
1	審査の方法
2	審査の日程
3	審査の基準
4	指定管理者の候補の選定
第6	指定管理者の指定及び協定締結
1	指定管理者の指定
2	協定の締結
第7	留意事項
1	事業の継続が困難となった場合の措置
2	審査の対象又は優先交渉権者からの除外
3	申請書類等の取り扱い
4	費用負担 ————————————————————————————————————
5	その他

徳島県立牟岐少年自然の家指定管理者募集要項

第1 募集の目的

徳島県立牟岐少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)は、少年を自然に親しませ、自然の中での集団宿泊生活を通じてその健全な育成を図ることを目的として設置されています。

このたび、徳島県(以下「県」という。)は、少年自然の家の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年徳島県条例第50号)、徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例(昭和51年徳島県条例第65号)の規定にもとづき、以下により少年自然の家の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

第2 募集の内容

1 施設の概要

(1)名 称 徳島県立牟岐少年自然の家

(2) 所 在 地 徳島県海部郡牟岐町大字攤字東谷116-35

(3) 開所日 昭和60年7月1日

(4) 施設規模 敷地面積 96,237.56 m²

建築面積 4,834.58㎡

延床面積 6,362.37 m²

(5) 主要施設 管理棟、宿泊棟、プレイホール、海の学習棟、プール棟 等

2 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりとし、業務の詳細内容については、 別添資料①「徳島県立牟岐少年自然の家管理運営業務要求水準書」(以下、「要求 水準書」という。)を参照ください。

- (1) 徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 少年自然の家の施設等の維持管理(教育委員会が指定する補修等を除く)に関する業務
- (3) 少年自然の家の利用の許可に関する業務
- (4) 少年自然の家の利用料金に関する業務
- (5) その他少年自然の家の管理に関し、教育委員会が必要と認める業務

3 管理の基準

徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例において、休所日等に 関する規定があり、その詳細については、要求水準書に記載しておりますが、休 所日について、県民の利用の幅がより広がる内容の提案をすることも可能です。

4 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)

5 業務に必要な経費

県が支払う指定管理料,施設の利用料金収入,自主事業収入及び施設の運営業務にともなうその他の収入をもって,業務を行うものとします。

指定管理料の額については、指定管理者が応募の際に提案した収支計画に記載 された額(消費税及び地方消費税を含む)を基本として、県と指定管理者が締結 する基本協定書により決定します。

なお、収支計画の見積もりにあたっては、下記のとおり各年度の想定上限基準額を設定しますので、想定上限基準額を上回る提案をした場合は失格となります。

指定管理料(税込み額)については、下表を参考に、想定上限基準額以下で設 定してください。

> 想 定 上 限 基 準 額 令和4年度 ~ 令和8年度

75,000,000円 (年間)

6 利用料金

利用料金については、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制」を採用しますので、指定管理者の収入として収受できます。

なお、指定管理者は、少年自然の家の利用促進及び利用者へのサービスの向上 といった観点を踏まえ、条例で規定する基準額(消費税及び地方消費税相当額を 含む。)を上限とし、知事の承認を得て、利用料金の設定をしてください。

また,利用料金の減免については,現在,県が設定している減免要綱を継続することとし,新たな減免基準を設定する場合は,知事の承認を得て,設定してください。

ただし、消費税率の引き上げにともない、利用料金を見直すことのできる対象 は特別料金の宿泊室と炊事用具のみとします。

第3 申請資格

指定管理者の指定に申請できる者は、要求水準書5に記載の法令等を遵守し、かつ、 指定期間中に、少年自然の家を安全かつ円滑に管理運営することのできる法人その他の 団体(以下「法人等」という。)又は複数の法人等により構成されるグループ(以下 「参加グループ」という。)であることとします。個人での申請はできません。

また、単独の法人等にあっては、次に掲げる(1)及び(2)のすべての要件を満たす必要があり、参加グループにあっては、主たる構成員が(1)及び(2)の要件を満たすとともに、すべての構成員が(2)のすべての要件を満たす必要があります。

- (1) 徳島県内に主な事務所(本店)を置いている法人等であること。
- (2) 法人等及びその代表者が、以下の事項に該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当 する者
 - イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により徳島県又は他の地方公共団体から指定の取り消しを受け、又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者
 - ウ 徳島県建設業者指名停止措置要綱(平成14年4月18日建設第73号)及 び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象 となっている者
 - エ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- オ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。) 若しくは暴力 団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員 等」という。)の統制の下にある団体
- カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた 者。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づ く再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更正計画の認可が決定、 又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされてい ない者とみなす。
- キ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして,公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- ク 徳島県の県税(法人事業税・法人県民税),法人税,地方法人特別税,消費 税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者
- ケ 法人等あるいは参加グループの構成員であって,他の参加グループの構成員 である者,若しくは二つ以上の提案を行う者
- コ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- サ 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する 者がいる団体
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ③ 暴力団の構成員等

第4 申請方法等

1 募集要項の公表及び配布期間

募集要項は、令和3年7月15日(木)午後2時より県のホームページ上で公表します。

なお、関係書類は県教育委員会生涯学習課の窓口において、令和3年7月15日(木)から8月31日(火)(午前10時~午後5時/正午から午後1時までを除く)まで配布を行います。但し、7月15日(木)については、午後2時から午後5時までとします。なお、土日及び祝日は除きます。郵送を希望する場合は、390円切手を貼った宛先明記の返信用定形外封筒(角型2号A4判用)を同封の上、生涯学習課まで請求してください(8月24日(火)必着)。

2 現地説明会及び質問受付等の実施及びスケジュール

(1) 現地説明会の開催

時:第1回 令和3年7月29日(木)午後2時から第2回 令和3年8月 5日(木)午後2時から

集合場所: 牟岐少年自然の家管理棟第1研修室

参加申込:申込書(様式1)に,必要事項を記入の上,郵送,ファクシミリ又 は電子メールにより,県教育委員会生涯学習課宛にお送りください。

申込締切:令和3年7月26日(月)午後5時まで

留意事項: ・指定管理者に申請する予定の方は, 2回の現地説明会のどちらかに, できる限り参加してください。

- ・参加人数については、制限することがあります。
- ・当日配布する資料がある場合,現地説明会に出席できない方には,第2回現地説明会の翌日以降,県教育委員会生涯学習課で配布いたします。

(2) 募集内容等に係る質問の受付

受付期間:令和3年8月17日(火)午後5時まで

質問方法:質問書(様式2)により,郵送,ファクシミリ又は電子メールにより,県教育委員会生涯学習課宛にお送りください。

回答方法:受け付けた質問に対する回答をとりまとめ、随時、県のホームページにて回答する予定です。

3 申請書類の提出

(1) 申請書類の受付

受付期間:令和3年9月7日(火)から9月15日(水)までの

午前10時から午後5時まで

※但し、土日及び祝日は除きます。

受付場所: 県教育委員会生涯学習課

受付方法:申請書類一式を,郵送又は持参により提出して下さい。なお,郵送

の場合は、令和3年9月15日(水)消印有効とします。

(2) 提出書類

申請書類は、原本1部、副本12部を提出して下さい。

(3)申請書類

ア 指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・・・・(様式3)

- イ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式4)
- ウ 参加グループ構成員表 (参加グループの場合)・・・・・・ (様式5)
- エ 参加グループ協定書の写し(参加グループの場合)・・・・・ (様式6)
- オ 参加グループ委任状 (参加グループの場合)・・・・・・ (様式7)
- カ 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・ (様式8 表1.2)
- キ 法人等の主要業務実績一覧・・・・・・・・・・・(様式9)
- (ア) 定款, 寄附行為, 規約その他これに代わる書類
- (イ) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本,法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し(代表者が外国人である場合にあっては,外国人登録原票記載事項証明書の写し)
- (ウ) 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近2事業年度の事業報告書,貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの(新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあっては、上記に替えて収支予算書又はこれに類する書類を提出してください。設立初年度の法人にあっては、さらに、設立時における財産目録も提出してください。また、設立2年目の法人等にあっては、前事業年度に係る書類を提出してください。)
- (エ) 徳島県の県税(法人事業税・法人県民税),法人税,消費税及び地方消費税に関する過去3年分の納税証明書(新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあっては、提出を要しないものとします。)
- ク 事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式10-1~10-13)

(4) 留意事項

申請書類を郵送した場合は、届いているかどうかの確認を電話により行ってください。

4 申請書類の作成要領

様式については、別添資料④のとおりです。

(1) 様式9について

申請者の過去3箇年程度の主要業務実績について18件を上限として記入してください。(野外活動施設又は社会教育施設に関する管理運営業務実績がある場合は、これを優先して記入してください。)

本様式は、A4版で1ページを上限にワープロソフト(一太郎又はWORD)を使用して、10.5ポイント活字で作成してください。

(2) 事業計画書作成上の条件

ア 事業計画書の作成にあたっては、当募集要項、要求水準書等に記載されていることを遵守してください。

- イ 事業計画書(様式10-1~10-13) はA4版のモノクロで作成してください。 図,表等を使用してもかまいません。また、ページ数が複数となってもかまいませんが、各様式について1~3ページ程度で作成してください。ただし、様式10-7及び10-8については、ページ数の上限は設けません。なお、ページ数を中央下に表記してください。
- ウ 事業計画書は、様式10-5の表-1以外はワープロソフト(一太郎又はWORD)を使用して、様式10-5の表-1はEXCELを使用して作成し、その内容を記録したCD-Rを添付して提出してください。
- エ 各様式の作成に用いる単位は計量法に定めるものとし、使用通貨は日本円、 使用言語は日本語とします。時刻は、日本標準時とします。

(3) 各様式の作成について

様式10-1 (施設の管理運営方針)

少年自然の家の設置目的を的確に把握し、指定管理者制度の導入目的である、「利用者へのサービス向上」と「管理コストの削減」について、どのようなノウハウを活用し事業展開を図るか、その方針について、抱負も含めて具体的に記入してください。

様式10-2 (利用者ニーズの把握・分析と利用促進)

少年自然の家の設置目的を踏まえつつ、どのようにして利用者ニーズの把握 と分析を行い、管理運営に反映し利用促進を図るか、具体的かつ現実的に記入 してください。

様式10-3 (自主事業)

少年自然の家の設置目的をふまえ、利用促進や利用者の利便性の向上につながる自主事業の計画について、具体的かつ現実的に記入してください。特に、 牟岐少年自然の家をとりまく豊かな自然環境や食材、観光資源などを活用した 自主事業についてご提案ください。

また,事業コストを削減するために企業協賛や有料イベント等の提案がある 場合は記入してください。

様式10-4 (適正な維持管理)

少年自然の家内施設の日常的,定期的な安全管理,美化対策,植栽管理,設備保守点檢,施設の修繕等について,基本的な考え方及び重視するポイントを,指定管理者として目指す少年自然の家の将来像とともに,各業務ごとに具体的な方法,内容,頻度等について記入するとともに,年間の作業計画表(様式任意,A3判又はA4判)を作成してください。

様式10-5 (表1, 表2) (収支計画)

少年自然の家を管理運営するにあたっての収支計画(5年間分)を収入,支 出の各項目ごとに表1に記入してください。

過去5年間の管理運営費の状況については、要求水準書別添資料①を参照してください。

また、表2については、表2に掲げる支出の項目ごとにコスト削減について どのように工夫したかを具体的に記入してください。

様式10-6 (管理運営体制など技術的能力)

業務を遂行するための具体的な実施体制について、内部の体制、協力会社の構成、職員の技術や能力育成をどのように行うか等について計画を記入してください。

また、業務が適正に遂行されていることを確認することを目的として行うセルフモニタリングの方法についても記入してください。セルフモニタリングについては、少なくとも①利用者アンケートの実施及び分析、②トラブル発生時の対応報告及び改善点の検討、③業務目標の達成結果とその分析、④その他業務改善ポイントの提案の4項目をモニタリング項目として含めるものとします。さらに、少年自然の家内にどのような能力(資格等)や雇用形態の職員を配

置して業務を遂行するか,「職員体制」(様式10-7)及び「協力法人等一覧」 (様式10-8)を作成してください。

様式10-7(表1,表2)(職員体制)

表1については、少年自然の家内に配置する予定の職員すべてについて記入してください。

表2については、表1に記載した職員(派遣職員を除く。)について記載してください。

様式10-8 (協力法人一覧)

業務を遂行するにあたって、業務の一部を委託することを予定している法人 等がある場合には、本様式に当該団体の法人名等について記入してください。 該当がない場合も、「該当なし」と記入の上、提出してください。

様式10-9 (地域への貢献)

地元雇用及び地元企業への業務の委託について,基本的な方針及び計画を具体的に記入してください。様式10-8に記載の団体と重複してもかまいませんので,業務の委託を予定している地元企業の法人名等について本様式にも記入してください。

様式10-10 (地域との連携)

地域の関連団体(地元企業、自治体、自治会、ボランティア団体等)とどのように連携して少年自然の家を管理運営するか、方針及び計画について具体的に記入してください。

様式10-11 (安全管理)

安全管理について,①新型コロナウイルス等感染症対策,②情報管理,事故 予防,災害・緊急時(避難所等の開設時を含む。)の対応体制,職員等の教育 等について,その考え方や対策を具体的に記入してください。

※個人情報保護等に関する規程等を設けている場合は、それを示してください。

様式10-12 (環境への配慮)

少年自然の家の管理運営業務を行うにあたって、環境にどのように配慮する かについて、その考え方を具体的に記入してください。

様式10-13 (総括表)

様式9及び様式10-1~10-12の内容を、各項目ごとに特にアピールしたい点について、計100字以内(厳守)で、できる限り明瞭に要点を箇条書きにしてください。適宜、頁送りは可能です。

第5 審查方法等

1 審査の方法

徳島県教育委員会指定管理候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、申請者のうち申請資格等の要件を満たす者を対象に審査を行い、指定管理者として最も適切な優秀者を選定します。選定委員会は、この結果を県教育委員会に報告します。

なお、申請者が多数の場合は、書類による一次審査を経た後、ヒアリング等に よる二次審査を行い、優秀者を選考する場合があります。

2 審査の日程

審査は、令和3年10月中旬から下旬を予定しています。ヒアリング等を行う場合は、令和3年10月下旬に実施します。

3 審査の基準

審査は、以下に掲げる選定の基準により総合的に判断します。審査基準については、別添資料③を参照ください。

- (1) 事業計画書の内容が、少年自然の家の設置目的をふまえた適切な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、少年自然の家の設置の目的を効果的に達成するとともに、その適正な管理が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に基づく少年自然の家の管理を安定して行うことができる財政的基礎及び技術的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) その他県が少年自然の家の設置の目的を達成するために必要と認める事項

4 指定管理者の候補の選定

県教育委員会は、選定委員会より選定結果の報告を受け、優秀者を優先交渉権者として両者の間で細目協議を行います。細目協議が整った段階で、指定管理者の候補者として選定します。なお、優先交渉権者と協議が整わない場合には、優先交渉権者との協議を中止することとし、選定委員会において次点となった者との間で改めて協議を行うこととします。

指定管理者の選定結果は、令和3年11月下旬を目途に、審査を受けた団体の 全てに文書により通知します。同時に結果は、県のホームページなどで公表しま す。

なお、申請団体名は公表されます。また、選定結果の公表に当たり、申請団体が2団体であった場合などにおいて、それぞれの団体の得点等が明らかになることを、ご承知おきください。

第6 指定管理者の指定及び協定締結

1 指定管理者の指定

県は、指定管理者の指定に関する県議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。ただし、県議会の議決を得られない場合は指定されません。なお、県は、指定管理者の指定に関する県議会の議決が得られないことにより指定管理者の候補者に生じた損害を負担しません。

2 協定の締結

県と指定管理者は、先に実施した細目協議の内容を前提に、更に業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき基本協定を締結します。基本協定書(案)は別添資料②のとおりです。

第7 留意事項

1 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合 指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、県は 指定の取消し、又は、管理運営業務の一部若しくは全部を停止することができま

す。この場合、県に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

なお,指定管理者は,次期指定管理者が円滑かつ支障なく少年自然の家の管理 運営業務を遂行できるよう,引き継ぎを行うものとします。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等県及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、県は、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。

なお,指定管理者は,次期指定管理者が円滑かつ支障なく少年自然の家の管理 運営業務を遂行できるよう,引き継ぎを行うものとします。

2 審査の対象又は優先交渉権者からの除外

申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象又は優先交渉 権者から除外します。

- (1)選定委員会の委員又は本件業務に従事する本県職員若しくは本県関係者に対し、 本件応募について不正な接触の事実が認められた場合
- (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 複数の事業計画書を提出した場合
- (4) 前記第3に示す指定管理者の申請資格を満たしていないことが判明した場合
- (5) 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (6) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行 うことについて相応しくないと県が認めた場合
- (7) その他不正な行為があったと県が認めた場合

3 申請書類等の取り扱い

(1) 著作権

県が提示する設計図書等の著作権は県及び作成者に帰属し、申請者の提出する 書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します、なお、本事業において公表する 場合その他県が必要と認めるときは、県は提出書類の全部又は一部を無償で使用 できるものとします。

(2) 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

(3) 記載内容の変更等の禁止

提出した申請書類は、これを書き換え、差し換え、又は撤回することはできません。

(4) 返却等

申請書類は審査のため、選定委員会の委員に配布することがあります。また、提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(5)情報公開請求への対応について

申請書類や審査結果等は、公文書に該当し、情報公開請求の対象となります。

4 費用負担

申請及び審査に際して申請者に係る費用については、すべて申請者の負担とします。

5 その他

- (1) 指定管理者指定申請書提出後に申請を辞退する場合には、令和3年9月22日 (水) までに(様式3-2) により申し出てください。
- (2) 問合せ及び申請書提出先

徳島県教育委員会生涯学習課

学校·家庭·地域連携担当

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電 話 088-621-3147

ファクシミリ 088-621-2884

メールアト・レス syougaigakusyuuka@pref.tokushima.jp

別添資料① 徳島県立牟岐少年自然の家管理運営業務要求水準書

別添資料② 徳島県立牟岐少年自然の家の管理運営に関する基本協定書(案)

別添資料③ 審査基準

別添資料④ 様式集

別添資料⑤ 指定管理者募集スケジュール